

平成十二年政令第十六号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令
 内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
一 削除		
二 削除		
三 削除		
四 削除		
五 削除		
六 船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十号）第一項第三号の規定に基づく船員手帳の交付	1 船員法第百四条第一項の千九百五十円 2 規定により市町村が処理する事務に関する政令第一項第三号の規定に基づく船員手帳の再交付	千九百五十円
七 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施に関する事務	1 児童福祉法第十八条の八第二項の規定に基づく保育士試験の実施 2 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十一条の規定に基づく内閣府令の規定による保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	一万二千七百円 二千四百円

七の二 児童福祉法第十八条の八第三項並びに児童福祉法施行令第十七条第一項及び第十八条第一項の規定に基づく保育士の登録に関する事務

1 児童福祉法第十八条の十四千二百円	1 戸籍法第十条第一項、第一通につき四百五十円	1 児童福祉法第十八条の十四千二百円
2 児童福祉法施行令第十七千六百円	2 戸籍法第十条第一項、第五項まで又は第二百二十六条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	2 児童福祉法施行令第十七千六百円
3 児童福祉法施行令第十八千八百円	3 戸籍法第十二条の二において準用する同法第十条第一項若しくは第十条の二第一項から第五項まで又は第二百二十六条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第二百二十六条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	3 児童福祉法施行令第十八千八百円
4 戸籍法第十二条の二において証明事項一件につき四百五十円	4 戸籍法第十二条の二において証明事項一件につき四百五十円	4 戸籍法第十二条の二において証明事項一件につき四百五十円

(2)	指定数量の倍数が十を超え五十以下の屋内貯蔵所 二万六千円
(3)	指定数量の倍数が五十を超え百以下の屋内貯蔵所 三万九千円
(4)	指定数量の倍数が百を超え二百以下の屋内貯蔵所 五万二千円
(5)	指定数量の倍数が二百を超える屋内貯蔵所 六万六千円
	ロ 屋外タンク貯蔵所(特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1)	指定数量の倍数が百以下の屋外タンク貯蔵所 二万円
(2)	指定数量の倍数が百を超え一万以下の屋外タンク貯蔵所 二万六千円
(3)	指定数量の倍数が一万を超える屋外タンク貯蔵所 三万九千円
ハ	準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 五十七万円
ニ	特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯

	蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1)	危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 八十八万円
(2)	危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百七万円
(3)	危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百五十二万円
(5)	危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百七十八万円
(6)	危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四百七万円
(7)	危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 五百三十四万円
(8)	危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 六百四十九万円
ホ	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外

タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 七百七万円
(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百十八万円	へ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百四十一万円	(1) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 五百九十三万円
(3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百五十九万円	(2) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上五十万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 七百四十七万円
(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 百九十五万円	(3) 危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 千九十万円
(5) 危険物の貯蔵最大数量が十萬キロリットル以上二十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 二百二十七万円	(1) 指定数量の倍数が百以下の地下タンク貯蔵所 二万六千円
(6) 危険物の貯蔵最大数量が二十萬キロリットル以上三十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 四百五十五万円	(2) 指定数量の倍数が百を超える地下タンク貯蔵所 三万九千円
(7) 危険物の貯蔵最大数量が三十萬キロリットル以上四十萬キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 五百八十二万円	リ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 一万三千元
(8) 危険物の貯蔵最大数量が四十萬キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所 五百八十二万円	又 移動タンク貯蔵所（ルに規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 二万六千元

タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 七百七万円	ト 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千元
へ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	チ 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 五百九十三万円	(1) 指定数量の倍数が百以下の地下タンク貯蔵所 二万六千円
(2) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上五十万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 七百四十七万円	(2) 指定数量の倍数が百を超える地下タンク貯蔵所 三万九千円
(3) 危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 千九十万円	リ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 一万三千元
(1) 指定数量の倍数が百以下の地下タンク貯蔵所 二万六千円	又 移動タンク貯蔵所（ルに規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 二万六千元
(2) 指定数量の倍数が百を超える地下タンク貯蔵所 三万九千円	ル 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タン

<p>3 消防法第十一条第一項前イ 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 五万二千円</p> <p>ロ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査 六万六千円</p> <p>ハ 第一種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 二万六千円</p> <p>ニ 第二種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 三万三千円</p> <p>ホ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(一) 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が二以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のものを。以下この項から十八の項まで及び二十二の項において同じ。）が十五キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上のものを除く。） 二万千円</p> <p>(二) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所 八万七千円</p> <p>(三) 危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超える移送取扱所 八万七千円に危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルに満たない端数を増すごとに二万二千円を加えた金額</p> <p>ヘ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(一) 指定数量の倍数が十以下的一般取扱所 三万九千円</p> <p>(二) 指定数量の倍数が十を超え五十以下的一般取扱所 五万二千円</p> <p>(三) 指定数量の倍数が五十を超え百以下的一般取扱所 六万六千円</p> <p>(四) 指定数量の倍数が百を超え二百以下的一般取扱所 七万七千円</p> <p>(五) 指定数量の倍数が二百を超える一般取扱所 九万二千円</p>	<p>ク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 三万九千円</p> <p>コ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 一万三千円</p>
<p>トルを超える移送取扱所 八万七千円に危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートル又は十五キロメートルに満たない端数を増すごとに二万二千円を加えた金額</p> <p>ヘ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(一) 指定数量の倍数が十以下的一般取扱所 三万九千円</p> <p>(二) 指定数量の倍数が十を超え五十以下的一般取扱所 五万二千円</p> <p>(三) 指定数量の倍数が五十を超え百以下的一般取扱所 六万六千円</p> <p>(四) 指定数量の倍数が百を超え二百以下的一般取扱所 七万七千円</p> <p>(五) 指定数量の倍数が二百を超える一般取扱所 九万二千円</p>	<p>十七 消防法第十一条第一項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務</p> <p>1 消防法第十一条第一項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>2 消防法第十一条第一項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>3 消防法第十一条第一項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>一に相当する金額</p> <p>二に相当する金額</p> <p>三に相当する金額</p> <p>四に相当する金額</p> <p>五に相当する金額</p> <p>六に相当する金額</p> <p>七に相当する金額</p> <p>八に相当する金額</p> <p>九に相当する金額</p> <p>十に相当する金額</p> <p>十一に相当する金額</p> <p>十二に相当する金額</p> <p>十三に相当する金額</p> <p>十四に相当する金額</p> <p>十五に相当する金額</p> <p>十六に相当する金額</p> <p>十七に相当する金額</p> <p>十八 消防法第十一条第五項及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第八条第三項の規定に基づく許可に係る完成検査</p>

く危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務

<p>2 消防法第十一条第五項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>一に相当する金額 イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、十六の項の2のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p>
<p>3 消防法第十一条第五項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>十六の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p>
<p>4 消防法第十一条第五項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>十六の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の一に相当する金額</p>
<p>5 消防法第十一条第五項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>イ 屋外タンク貯蔵所にあつては、十六の項の2のロに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の一に相当する金額 ロ その他の貯蔵所にあつては、十六の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の一に相当する金額</p>
<p>6 消防法第十一条第五項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>十六の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の一に相当する金額</p>
<p>十九 消防法第十一条第五項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認に関する事務</p>	<p>消防法第十一条第五項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査</p>
<p>二十 消防法第十一条の二第一項及び危険物の規制に関する政令第八条の二第七項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務</p>	<p>イ 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量一万リットル以下のタンク 六千円</p>

(2) 容量一万リットルを超え百万リットル以下のタンク 一万千円
(3) 容量百万リットルを超え二百万リットル以下のタンク 一万五千円
(4) 容量二百万リットルを超え百万リットル以下は百万リットルに満たない端数を増すごとに四千四百円を加えた金額

ロ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 容量六百リットル以下のタンク 六千円
(2) 容量六百リットルを超え一万リットル以下のタンク 一万千円
(3) 容量一万リットルを超え二万リットル以下のタンク 一万五千円
(4) 容量二万リットルを超え三万リットル以下のタンク 二万五千円

ハ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十二万円
(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 五十六万円
(3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 七十三万円
(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十万

キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 九十六万円	(5) 危険物の貯蔵最大数量が十萬キロリットル以上二十萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百九万円	(6) 危険物の貯蔵最大数量が二十萬キロリットル以上三十萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百六十六万円	(7) 危険物の貯蔵最大数量が三十萬キロリットル以上四十萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百九十二万円	(8) 危険物の貯蔵最大数量が四十萬キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 二百十二万円	ニ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 五十三万円	(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 六十八万円	(3) 危険物の貯蔵最大数量が一萬キロリットル以上五萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百三万円	(4) 危険物の貯蔵最大数量が五萬キロリットル以上十萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百四十一万円	(5) 危険物の貯蔵最大数量が十萬キロリットル以上二十萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百七十八万円	(6) 危険物の貯蔵最大数量が二十萬キロリットル以上三十萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百四十三万円
---------------------------	--	---	---	--	---	---	--	---	---	--	--

十萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百四十三万円	(7) 危険物の貯蔵最大数量が三十萬キロリットル以上四十萬キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四百十九万円	(8) 危険物の貯蔵最大数量が四十萬キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 四百八十万円	ホ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	(1) 危険物の貯蔵最大数量が四十萬キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 九百三十二万円	(2) 危険物の貯蔵最大数量が四十萬キロリットル以上五十萬キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 千二百六十万円	(3) 危険物の貯蔵最大数量が五十萬キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 千七百三十万円	2 消防法第十一条の二第一項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査	イ 水張検査 この項の1のロに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	ロ 水圧検査 この項の1のロに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額	ハ 基礎・地盤検査 この項の1のロに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額	ニ 溶接部検査 この項の1のロに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ
-------------------------------	---	--	---	---	--	---	---	--	--	--	--

<p>二十一 消防法第十三条の二第三項、第十三条の三第三項及び第十三条の二十三項の規定に基づく危険物取扱並びに危険物の規制に関する政令第三十条及び第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者に関する事務</p>	<p>1 消防法第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付</p> <p>2 危険物の規制に関する政令第三十四条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え</p>	<p>れ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p> <p>ホ 岩盤タンク検査 この項の1のホに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の二分の一に相当する金額</p>
<p>3 危険物の規制に関する政令第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付</p> <p>4 消防法第十三条の三第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施</p>	<p>イ 甲種危険物取扱者試験 六千六百元</p> <p>ロ 乙種危険物取扱者試験 四千六百元</p> <p>ハ 丙種危険物取扱者試験 三千七百元</p>	<p>イ 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三十二万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十六万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 七十五万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十</p>
<p>5 消防法第十三条の二十三の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習</p>	<p>イ 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三十二万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十六万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 七十五万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十</p>	<p>万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百二万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百三十万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百十五万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百八十七万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 四百四十六万円</p> <p>ロ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 二百六十九万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上五十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百二十三万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 四百八十三万円</p> <p>ハ 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送</p>
<p>二十二 消防法第十四条の三第一項及び第二項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>イ 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上五千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三十二万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が五千キロリットル以上一万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 四十六万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が一万キロリットル以上五万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 七十五万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が五万キロリットル以上十</p>	<p>万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百二万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が十万キロリットル以上二十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 百三十万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が二十万キロリットル以上三十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百十五万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が三十万キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百八十七万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 四百四十六万円</p> <p>ロ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上四十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 二百六十九万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が四十万キロリットル以上五十万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 三百二十三万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が五十万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 四百八十三万円</p> <p>ハ 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送</p>

<p>二十三 消防法第十七条の七第一項、第十七条の八第三項及び第十七条の十並びに消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第三十六条の五及び第三十六条の六第一項の規定に基づく消防設備士に関する事務</p>	<p>1 消防法第十七条の七第一項の規定に基づく消防設備士の交付</p>	<p>七千九百円(消防法施行令第三十六条の四第五号に掲げる事項に係る書換えにあつては、総務省令で定める金額)</p>	<p>するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所七万円の配管の延長が十五キロメートルを超える移送取扱所七万円の配管の延長が十五キロメートル又は十五キロメートルに満たない端数を増すごとに一十七千円を加えた金額</p>
<p>二十四 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条及び第二十八条(これらの規定を同法第六十条において準用する場合を含む。)(の規定に基づく准看護師試験に関する事務)</p>	<p>1 保健師助産師看護師法第六千九百円</p>	<p>イ 甲種消防設備士試験 七千七百円 ロ 乙種消防設備士試験 三千八百円</p>	<p>二十六 建設業法第二十五条第二項の規定に基づく建設工事の請負契約に関する紛争に係るあつせん、調停及び仲裁に関する事務</p>
<p>二十五 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項及び第三項の規定に基づく建設業の許可に関する事務</p>	<p>1 建設業法第三条第一項の規定に基づく建設業の許可の申請に対する審査</p>	<p>九万円の(既に他の建設業について当該都道府県知事がした許可と建設業法第三条第一項各号に掲げる区分を同じくす</p>	<p>2 建設業法第三条第三項の規定に基づく建設業の許可の更新の申請に対する審査</p>
<p>建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項及び第三項の規定に基づく建設業の許可に関する事務</p>	<p>2 保健師助産師看護師法第三十条(保健師及び第二十八条(これらの規定を同法第六十条第一項において準用する場合を含む。)(の規定に基づく准看護師試験の実施)</p>	<p>七千円</p>	<p>2 建設業法第二十五条第二項の規定に基づく調停</p>
<p>建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項及び第三項の規定に基づく建設業の許可に関する事務</p>	<p>1 建設業法第三条第一項の規定に基づく建設業の許可の申請に対する審査</p>	<p>九万円の(既に他の建設業について当該都道府県知事がした許可と建設業法第三条第一項各号に掲げる区分を同じくす</p>	<p>2 建設業法第二十五条第二項の規定に基づく調停</p>

<p>二十八の二 古物営業法第二十一条の五 第一項及び第二十一条の六第一項の規定に基づく古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定に関する事務</p>	<p>古物営業法第二十一条の五第一項又は第二十一条の六第一項の規定に基づく古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査</p>	<p>古物営業法第二十一条の五第一項又は第二十一条の六第一項の規定に基づく古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査 古物営業法第二十一条の五第一項又は第二十一条の六第一項の規定に基づく古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査 古物営業法第二十一条の五第一項又は第二十一条の六第一項の規定に基づく古物競りあつせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査</p>
<p>二十九 火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百二十三号)第十六条第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百九号)第三項の火薬類の製造の許可の申請に関する事務</p>	<p>火薬類取締法施行令第十六条第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法第三項に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬類取締法第五項の規定に基づく火薬類の製造の許可の申請に関する事務 火薬類取締法第五項の規定に基づく火薬類の製造の許可の申請に関する事務 火薬類取締法第五項の規定に基づく火薬類の製造の許可の申請に関する事務</p>
<p>三十 火薬類取締法第五条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可に関する事務</p>	<p>火薬類取締法第五条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬類取締法第五条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査 火薬類取締法第五条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査 火薬類取締法第五条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査</p>
<p>三十一 火薬類取締法第十二条第一項の規定に基づく火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可に関する事務</p>	<p>火薬類取締法第十二条第一項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬類取締法第十二条第一項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査 火薬類取締法第十二条第一項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査 火薬類取締法第十二条第一項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査</p>
<p>三十二 火薬類取締法施行令第十六条第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法第六項第一号の規定に基づく火薬類の製造施設の完成検査又は同条第二項の規定に基づく火薬庫の完成検査に関する事務</p>	<p>火薬類取締法施行令第十六条第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法第六項第一号の規定に基づく火薬類の製造施設の完成検査又は同条第二項の規定に基づく火薬庫の完成検査</p>	<p>火薬類取締法第六項第一号の規定に基づく火薬類の製造施設の完成検査又は同条第二項の規定に基づく火薬庫の完成検査 火薬類取締法第六項第一号の規定に基づく火薬類の製造施設の完成検査又は同条第二項の規定に基づく火薬庫の完成検査 火薬類取締法第六項第一号の規定に基づく火薬類の製造施設の完成検査又は同条第二項の規定に基づく火薬庫の完成検査</p>
<p>三十三 火薬類取締法第十七条第一項及び第四項の規定に基づく火薬類の譲渡又は譲受けの許可に関する事務</p>	<p>火薬類取締法第十七条第一項及び第四項の規定に基づく火薬類の譲渡又は譲受けの許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬類取締法第十七条第一項及び第四項の規定に基づく火薬類の譲渡又は譲受けの許可の申請に対する審査 火薬類取締法第十七条第一項及び第四項の規定に基づく火薬類の譲渡又は譲受けの許可の申請に対する審査 火薬類取締法第十七条第一項及び第四項の規定に基づく火薬類の譲渡又は譲受けの許可の申請に対する審査</p>
<p>三十四 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第三条、第五項第二項及び第四項並びに第七項の規定に基づく古物営業の許可に関する事務</p>	<p>古物営業法第三条、第五項第二項及び第四項並びに第七項の規定に基づく古物営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>古物営業法第三条、第五項第二項及び第四項並びに第七項の規定に基づく古物営業の許可の申請に対する審査 古物営業法第三条、第五項第二項及び第四項並びに第七項の規定に基づく古物営業の許可の申請に対する審査 古物営業法第三条、第五項第二項及び第四項並びに第七項の規定に基づく古物営業の許可の申請に対する審査</p>
<p>三十五 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第三項、第五項第二項及び第四項並びに第七項の規定に基づく古物営業の許可に関する事務</p>	<p>古物営業法第三項、第五項第二項及び第四項並びに第七項の規定に基づく古物営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>古物営業法第三項、第五項第二項及び第四項並びに第七項の規定に基づく古物営業の許可の申請に対する審査 古物営業法第三項、第五項第二項及び第四項並びに第七項の規定に基づく古物営業の許可の申請に対する審査 古物営業法第三項、第五項第二項及び第四項並びに第七項の規定に基づく古物営業の許可の申請に対する審査</p>

の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合）にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して千万立方メートル以上増加する場合 三十七万円
(2) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上千万立方メートル未満増加する場合 十二万円
(3) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合 十五万円
(4) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十万立方メートル以上五十万立方メートル未満増加する場合 九万三千元
(5) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満増加する場合 六万九千元
(6) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合 六万千元
(7) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合 五万七千元
(8) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合 三万九千元

トル未満増加する場合 三万九千元
(9) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二立方メートル未満増加する場合 二万六千元
(10) その他の場合 一万六千元
口 同号に該当する同条第一項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの。次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千万立方メートル以上増加する場合 六万五千元
(2) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上千万立方メートル未満増加する場合 五万三千元
(3) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上五百万立方メートル未満増加する場合 四万四千元
(4) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合 三万千元
(5) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十万立方メートル以上五十万立方メートル未満増加する場合 一万八千元
(6) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満増加する場合 一万四千元
(7) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合 九千元

<p>方メートル未満増加する場 合 一万二千円</p>	<p>四十八 高圧ガス保安法第十六条第一項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可に関する事務</p>	<p>高圧ガス保安法第十六条第一項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>(6) その他の場合 一万六千円</p>
<p>(8) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合 九千二百円</p>	<p>四十九 高圧ガス保安法第十九条第一項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可に関する事務</p>	<p>高圧ガス保安法第十九条第一項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 一万四千元 その他の場合 一万千円</p>
<p>(9) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合 八千二百円</p>	<p>五十 高圧ガス保安法第二十条第一項及び第三項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査に関する事務</p>	<p>高圧ガス保安法第二十条第一項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>四十六の項の下欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額(高圧ガス保安法第五条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)第三十七条の第三項の完成検査を受け、同法第三十七条の第三項の完成検査を受け、同法第三十七条の</p>
<p>(10) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合 五千円</p>	<p>ハ 同項第二号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>第一項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査</p>	<p>の完成検査にあつては、六千円)</p>
<p>(1) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力(当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合)にあつては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。に比して三千トン以上増加する場合 六万九千円</p>	<p>2 高圧ガス保安法第二十条第一項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査</p>	<p>第一項の規定に基づく第一種貯蔵所の完成検査</p>	<p>一万八千七百五十円</p>
<p>(2) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して千トン以上三千トン未満増加する場合 六万二千円</p>	<p>3 高圧ガス保安法第二十条第三項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>第三項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査</p>	<p>四十七の項の下欄に掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の四分の三に相当する金額(高圧ガス保安法第十四条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の第三項の完成検査を受け、同法第三十七条の</p>
<p>(3) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して三百トン以上千トン未満増加する場合 五万五千円</p>	<p>4 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン以上三百トン未満増加する場合 三万八千円</p>	<p>5 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン未満増加する場合 三万円</p>	<p>の完成検査を受け、同法第三十七条の</p>

<p>五十二 高圧ガス保安法施行令（平成九 年政令第二十号）第十八条第二項第一号十八 条第二項第一号の規定に 基づく製造保安責任者免状の 付及び同号の規定に基づく高圧ガス保安交 付 法第三十一条第二項に規定する製造保安 責任者試験の実施又は同法第二十九条の 規定に基づく販売主任者免状の交付及び 同法第三十一条第二項の規定に基づく販 売主任者試験の実施に関する事務</p>	<p>51 高圧ガス保安法第二十二條第一 項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及 びその容器の検査に関する事務</p>	<p>4 高圧ガス保安法第二十條 第三項の規定に基づく第一種 貯蔵所の完成検査</p>	<p>4 高圧ガス保安法第二十條 第四十九の項の下欄に掲げる場 合の区分に応じ、それぞれ当 該手数料の金額の四分の三に 相当する金額</p>	<p>技術上の基準に適合している と認められたものの完成検査 にあつては、六千四百円</p>
<p>3 高圧ガス保安法第二十九 条の規定に基づく販売主任者 免状の交付 4 高圧ガス保安法第二十九 条の規定に基づく販売主任者 免状の再交付 5 高圧ガス保安法施行令第 十八條第二項第一号の規定に 基づく高圧ガス保安法第三十 一條第二項に規定する製造保 安責任者試験の実施</p>	<p>イ 容積千立方メートル以上 （液化ガスにあつては、質量 十トン以上）の高圧ガスに係 る検査 二万七千円 ロ 容積三百立方メートル以 上千立方メートル未満（液化 ガスにあつては、質量三トン 以上十トン未満）の高圧ガス に係る検査 二万千円 ハ 容積三百立方メートル未 満（液化ガスにあつては、質 量三トン未満）の高圧ガスに 係る検査 一万三千円</p>	<p>イ 乙種化学責任者免状に係 る製造保安責任者試験 一万 千六百円（情報通信技術を活 用した行政の推進等に関する 法律（平成十四年法律第五 十一号）第六条第一項の規定 により同項に規定する電子情 報処理組織を使用して受験願 書を提出する場合（以下この 項及び八十七の項において 「電子情報処理組織により受 験願書を提出する場合」とい</p>	<p>イ 容積千立方メートル以上 （液化ガスにあつては、質量 十トン以上）の高圧ガスに係 る検査 二万七千円 ロ 容積三百立方メートル以 上千立方メートル未満（液化 ガスにあつては、質量三トン 以上十トン未満）の高圧ガス に係る検査 二万千円 ハ 容積三百立方メートル未 満（液化ガスにあつては、質 量三トン未満）の高圧ガスに 係る検査 一万三千円</p>	<p>イ 容積千立方メートル以上 （液化ガスにあつては、質量 十トン以上）の高圧ガスに係 る検査 二万七千円 ロ 容積三百立方メートル以 上千立方メートル未満（液化 ガスにあつては、質量三トン 以上十トン未満）の高圧ガス に係る検査 二万千円 ハ 容積三百立方メートル未 満（液化ガスにあつては、質 量三トン未満）の高圧ガスに 係る検査 一万三千円</p>
<p>五十三 高圧ガス保安法第三十五條第一 項の規定に基づく特定施設の保安検査に 関する事務</p>	<p>6 高圧ガス保安法第三十一 條第二項の規定に基づく販売 主任者試験の実施</p>	<p>イ 第一種販売主任者免状に 係る販売主任者試験 九千円 （電子情報処理組織により受 験願書を提出する場合にあつ ては、八千五百円） ロ 第二種販売主任者免状に 係る販売主任者試験 七千二 百円（電子情報処理組織によ り受験願書を提出する場合に あつては、六千七百円）</p>	<p>イ 第一種販売主任者免状に 係る販売主任者試験 九千円 （電子情報処理組織により受 験願書を提出する場合にあつ ては、八千五百円） ロ 第二種販売主任者免状に 係る販売主任者試験 七千二 百円（電子情報処理組織によ り受験願書を提出する場合に あつては、六千七百円）</p>	<p>イ 丙種化学責任者免状に係 る製造保安責任者試験 一万 三百円（電子情報処理組織に より受験願書を提出する場合 にあつては、九千八百円） ハ 乙種機械責任者免状に係 る製造保安責任者試験 一万 千六百円（電子情報処理組織 により受験願書を提出する場 合にあつては、一万千円） ニ 第二種冷凍機械責任者免 状に係る製造保安責任者試 験 一万千六百円（電子情報 処理組織により受験願書を提 出する場合にあつては、一万 千円） ホ 第三種冷凍機械責任者免 状に係る製造保安責任者試 験 一万三百円（電子情報処 理組織により受験願書を提出 する場合にあつては、九千八 百円）</p>

(2)	処理容積が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備 三十七万円
(3)	処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 二十五万円
(4)	処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備 十五万円
(5)	処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備 十二万円
(6)	処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 九万五千円
(7)	処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備 七万五千円
(8)	処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 六万円
(9)	処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 三万三千円

五十四	高圧ガス保安法施行令第十八条高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十四条第一項並びに第四十五条高圧ガス保安法第四十四条第一項及び第二項に規定する容器検査又は第一項に規定する容器検査又は検査は同令第十八条第二項第四号の規定に基は同令第十八条第二項第四号に並び、それぞれ次に定める第四項に規定する容器再検査に関する条第一項に規定する容器再検査	(7) 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 二万円 (8) 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備 一万五千円 (9) 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 一万二千円 (10) 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 七千七百円 ハ 同項第二号に該当する同項の許可を受けた者、次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 冷凍能力が三千トン以上の設備 十二万円 (2) 冷凍能力が千トン以上三千トン未満の設備 九万五千円 (3) 冷凍能力が三百トン以上千トン未満の設備 七万六千円 (4) 冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備 六万円 (5) 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備 四万二千円
五十四イ	温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に並び、それぞれ次に定める金額 (1) 内容積千リットル以上の容器 一個につき一万六千円に千リットル又は千リットルに満たない端数を増すごとに千六百円を加えた金額 (2) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器 一個につき一万六千円 (3) 内容積五百リットル未満の容器 一個につき六千六百円	ロ 繊維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車

<p>五十六 高圧ガス保安法施行令第十八条 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第八号の規定に基づく高圧ガス保安法第二項第八号の規定に基づく安法第五十条第三項に規定する容器検査所 三項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>（3）内容積五百リットル未満の容器 一個につき二十一円</p>	<p>五十七 高圧ガス保安法施行令第十八条 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第二項第三号の規定に基づく安法第五十四条第二項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の變更に係る刻印等に関する事務</p>	<p>千四百円</p>	<p>五十八 覚醒剤取締法（昭和二十六年法）覚醒剤取締法第四條第一項（同法第二五十二号）第四條第一項及び第五條第三十條の五において五條第二項（これらの規定を同法第三十條の五を含む。）の規定の五において準用する場合を含む。）定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定に係る事由</p>	<p>一万七千六百円</p>	<p>五十九 覚醒剤取締法第十一條第一項（同法第三十條の五において合を含む。）の規定に基づく覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料製造業者、輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定に係る事由</p>	<p>二千九百円</p>	<p>六十 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三條第一項及び第三項並びに第六條の規定に基づく宅地建物取引業の免許に関する事務</p>	<p>1 宅地建物取引業法第三條第一項の規定に基づく宅地建物取引業の申請に対する審査 2 宅地建物取引業法第三條第三項の規定に基づく宅地建物取引業の更新の申請に対する審査</p>	<p>三万三千元 三万三千元</p>	<p>六十一 宅地建物取引業法第十六條第一項、第十八條第一項、第十九條の二、第二十条、第二十二條の二第一項及び第五項並びに第二十二條の三第一項の規定に基づく宅地建物取引士に関する事務</p>	<p>1 宅地建物取引業法第十六條第一項の規定に基づく宅地建物取引士資格試験の実施 2 宅地建物取引業法第十八條第一項の規定に基づく宅地</p>	<p>八千二百円 三万七千円</p>	
<p>七十二 建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）第八條及び第九條並びに附則第二項（同令第九條及び第九條第一項の規定に係る部分の打刻又は検認の申請に対する審査）の規定に基づく建設機械の打刻又は検認に関する事務</p>	<p>建設物取引士資格登録簿への登録 3 宅地建物取引業法第十九條の二の規定に基づく登録の移転の申請に対する審査 4 宅地建物取引業法第二十条の二第一項又は第五項の規定に基づく宅地建物取引士証の交付の申請に対する審査 5 宅地建物取引業法第二十条の三第一項の規定に基づく宅地建物取引士証の有効期間の更新の申請に対する審査</p>	<p>八千円 四千五百円 四千五百円</p>	<p>六十三 削除</p>	<p>養ほう振興法第四條第一項の規定に基づく転飼の許可の申請に対する審査</p>	<p>一場所につき五百五十円にほふ群数を乗じて得た金額（その金額が二千三百円を超えるときは、二千三百円）</p>	<p>六十四 養ほう振興法（昭和三十年法律第八十号）第四條第一項の規定に基づく転飼の許可に関する事務</p>	<p>1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六号）第四條第一項、第四條第二項、第六條第一項、第七條第一項及び第七條第二項並びに第七條の三第二項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可に関する事務</p>	<p>1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四條第一項、第四條第二項、第六條第一項、第七條第一項及び第七條第二項並びに第七條の三第二項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可に関する事務</p>	<p>六十五 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六号）第五十九條第五項、第九項及び第十項の規定に基づく運搬証明書の交付</p>	<p>1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六号）第五十九條第九項の規定に基づく運搬証明書の書換え 2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六号）第五十九條第十項の規定に基づく運搬証明書の再交付</p>	<p>五千四百円 二千二百円</p>	<p>六十六 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四條第一項、第四條第二項、第六條第一項、第七條第一項及び第七條第二項並びに第七條の三第二項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可に関する事務</p>	<p>イ 銃砲刀剣類所持等取締法第四條第一項第一号の規定による銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査 六千八百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の同号の規定に基づく銃又は空</p>	<p>六千八百円</p>

<p>六十六の二 銃砲刀剣類所持等取締法第四 四の三第一項(同法第七條の三第三項の三第一項(同法第七條の において準用する場合を含む。))の規定三第三項において準用する場</p>		<p>六百五十円</p>	<p>法第七條の三第一項の規定に 基づく猟銃又は空気銃の所持 の許可の更新の申請に係る審 査 六千八百円(当該申請を 行う者が当該都道府県におい て同時に他の同項の規定に基 づく猟銃又は空気銃の所持の 許可の更新の申請を行う場合 における当該他の同項の規定 に基づく猟銃又は空気銃の所 持の許可の更新の申請に係る 審査及び当該申請を行う者が 当該都道府県において同時に 同法第四條第一項第一号の規 定に基づく猟銃又は空気銃の 所持の許可の申請を行う場合 における当該同法第七條の三 第一項の規定に基づく猟銃又 は空気銃の所持の許可の更新 の申請に係る審査にあつて は、四千四百円) ニ 新たな許可証の交付を伴 わない銃砲刀剣類所持等取締 法第七條の三第一項の規定に 基づくクロスボウの所持の許 可の更新の申請に係る審査 六千八百円(当該申請を行う 者が当該都道府県において同 時に他の同項の規定に基づく クロスボウの所持の許可の更 新の申請を行う場合における 当該他の同項の規定に基づく クロスボウの所持の許可の更 新の申請に係る審査及び当該 申請を行う者が当該都道府県 において同時に同法第四條第 一項第一号の規定に基づくク ロスボウの所持の許可の申請 を行う場合における当該同法 第七條の三第一項の規定に基 づくクロスボウの所持の許可 の更新の申請に係る審査にあ つては、四千四百円)</p>
<p>2 銃砲刀剣類所持等取締法 第九條の十三第三項において</p>	<p>にに基づく認知機能に関する検査に関する 事務 六十七 銃砲刀剣類所持等取締法第五 條の三第一項及び第二項の規定に基づく 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 の開催に関する事務 六十八 銃砲刀剣類所持等取締法第五 條の四第一項及び第二項の規定に基づく 猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の 実施に関する事務 六十九 銃砲刀剣類所持等取締法第九 條の五第二項の規定に基づく射撃練習を 行う資格の認定に関する事務 七十 銃砲刀剣類所持等取締法第九條 の十第二項の規定に基づく射撃練習を行 う資格の認定に関する事務 七十一 銃砲刀剣類所持等取締法第九 條の十三第一項及び第二項並びに同法第 九條の十三第三項において準用する同法 第七條第二項に基づく年少射撃資格の認 定の規定に基づく年少射撃資格の認定に 関する講習会の開催</p>	<p>八百円 三千円 六千九百円</p>	<p>合を含む。))の規定に基づく 認知機能に関する検査 銃砲刀剣類所持等取締法第五 條の三第一項の規定に基づく 猟銃及び空気銃の取扱いに 関する講習会の開催 銃砲刀剣類所持等取締法第五 條の三の二第一項の規定に基 づくクロスボウの取扱いに 関する講習会の開催 銃砲刀剣類所持等取締法第五 條の四第一項の規定に基づく 猟銃の操作及び射撃に 関する講習会の開催 銃砲刀剣類所持等取締法第五 條の五第二項の規定に基 づく射撃練習を受ける 資格の認定 銃砲刀剣類所持等取締法第九 條の十第二項の規定に基 づく射撃練習を行う 資格の認定の 申請に対する審査 銃砲刀剣類所持等取締法第九 條の十三第一項の規定に 基づく年少射撃資格の 認定の申請を行う場合 における当該他の同項 の規定に基づく年少射 撃資格の認定の申請に 係る審査にあつては、 五千九百円)</p>

<p>七十の三 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十四第一項及び第二項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務</p>	<p>準用する同法第七條第二項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え</p>	<p>九千八百円</p>
<p>七十の四 銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定に関する事務</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査</p>	<p>九千三百円（当該申請を行う者が当該都道府県において同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十六第一項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、五千六百円）</p>
<p>七十一 銃砲刀剣類所持等取締法第十四條第一項並びに第十五條第一項及び第二項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録に関する事務</p>	<p>1 銃砲刀剣類所持等取締法第十四條第一項の規定に基づく古式銃砲又は刀剣類の登録の申請に対する審査</p>	<p>六千三百円</p>
<p>七十二 銃砲刀剣類所持等取締法第十八條の二第一項の規定に基づく刀剣類の製作の承認に関する事務</p>	<p>2 銃砲刀剣類所持等取締法第十五條第二項の規定に基づく登録証の再交付</p>	<p>三千五百円</p>
<p>七十二の二 道路交通法（昭和三十五年法律第五十号）第五十一條の八第一項及び第六項の規定に基づく登録に関する事務</p>	<p>1 道路交通法第五十一條の八第一項の規定に基づく登録の申請に対する審査</p>	<p>二万三千元</p>
<p>七十二の三 道路交通法第五十一條の十三第一項の規定に基づく駐車監視員に関する事務</p>	<p>2 道路交通法第五十一條の八第六項の規定に基づく登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>二万三千元</p>
<p>1 道路交通法第五十一條の九千九百円</p>	<p>13 第一項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査</p>	<p>二万円</p>
<p>七十二の四 道路交通法第七十五條の十第二項の規定に基づく特定自動運行の許可に関する事務</p>	<p>3 道路交通法第五十一條の四十五條の十の二の五 道路交通法第七十五條の十第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可に関する事務</p>	<p>四万七千五百円</p>
<p>七十三 電気工事士法（昭和三十五年法律第三十九号）第四條第二項並びに電気工事士法施行令（昭和三十五年政令第二百六十号）第四條第一項及び第五條の規定に基づく電気工事士免状に関する事務</p>	<p>1 電気工事士法第四條第二項の免状の交付</p>	<p>六千円 第二種電気工事士免状 五千三百円</p>
<p>七十四 削除</p>	<p>2 電気工事士法施行令第四條第二項の免状の再交付</p>	<p>二千七百円</p>
<p>七十五 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）第二十二條第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録又は同條第三項の規定に基づく更新の登録に関する事務</p>	<p>3 電気工事士法施行令第五條の規定に基づく電気工事士免状の書換え</p>	<p>二千七百円</p>
<p>七十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三條第一項及び第三條第一項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録に関する事務</p>	<p>1 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二條第三項の規定に基づく更新の登録の申請に対する審査</p>	<p>一万五千六百円</p>
<p>2 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二條第三項の規定に基づく更新の登録の申請に対する審査</p>	<p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三條第一項の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査</p>	<p>一万二千四百円</p>

<p>七十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十二条の三項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧に関する事務</p>	<p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十二条の三項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付</p>	<p>一通につき六百三十円</p>
<p>七十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十九条第一項及び第三十二条第一項の規定に基づく保安機関の認定又は同法第三十三条第一項の規定に基づく保安消費者等の数の増加の認可に関する事務</p>	<p>2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十二条第一項の規定に基づく保安機関の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>一回につき四百六十円</p>
<p>七十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五条第一項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定に関する事務</p>	<p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十五条第一項の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査</p>	<p>一万四千円と六千九百円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>八十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十六条第一項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可に関する事務</p>	<p>3 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十三条第一項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査</p>	<p>二万四千円と六千九百円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>八十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の二第一項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の位置、構造、設置若しくは設備の変更又は特定制給設備の位置、構造、設置若しくは設備の変更の許可に関する事務</p>	<p>イ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が千戸以上一万戸未満の場合 八万円 ハ 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万戸以上の場合 九万八千円</p>	<p>一万五千円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額</p>
<p>八十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の三第一項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に関する事務</p>	<p>1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の三第一項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査</p>	<p>三万四千円と六千九百円に新に行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>八十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の四第一項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の位置、構造、設置若しくは設備の変更の許可に関する事務</p>	<p>2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の三第一項の検査合格施設であるものを除く。の数を乗じて得た額との合計額</p>	<p>二万四千円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額との合計額</p>
<p>八十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の五第一項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の位置、構造、設置若しくは設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の四第一項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の位置、構造、設置若しくは設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>二万八千円に充てん設備の数を乗じて得た金額</p>

<p>九十三の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関する事務</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>九十三の三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に関する事務</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>九十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項、第二項、第六項及び第七項の規定に基づく産業廃棄物処理の許可に関する事務</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第二項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>九十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可に関する事務</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第二項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>九十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項、第二項、第六項及び第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理業の許可に関する事務</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理業の許可の申請に対する審査</p>
--	--	---	--	--	---	---	--	---	---

<p>九十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可に関する事務</p>	<p>業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>九十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に関する事務</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>九十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に関する事務</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第二項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>九十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に関する事務</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第二項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>九十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項、第二項、第六項及び第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理業の許可に関する事務</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処理業の許可の申請に対する審査</p>
---	---	--	---	--	--	--	--	---	---

<p>百 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）第三条第一項及び第八條の規定に基づく積立式宅地建物販売業の許可に関する事務</p>	<p>積立式宅地建物販売業法第三八万円の 十一万円</p>	<p>の變更の許可の申請に係る審査</p>
<p>百一 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条、第五条第二項及び第五項、第七條第一項並びに第十一條第三項対する審査</p>	<p>1 警備業法第四条の規定に二万三千元 2 警備業法第五條第五項の二千元 3 警備業法第七條第一項の二万三千元 4 警備業法第十一條第三項の二千元</p>	<p>1 積立式宅地建物販売業法第三八万円の 十一万円</p>
<p>百二 警備業法第二十二條第二項、第五項、第六項及び第八項の規定に基づく警備員指導教育責任者に関する事務</p>	<p>1 警備業法第二十二條第二項、第五項、第六項及び第八項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請に対する審査</p>	<p>1 積立式宅地建物販売業法第三八万円の 十一万円</p>
<p>百三 警備業法第四十二條第二項並びに同條第三項において準用する同法第二十二條第五項及び第六項の規定に基づく機械警備業務管理者に関する事務</p>	<p>1 警備業法第四十二條第二項及び第三項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の交付の申請に対する審査</p>	<p>1 積立式宅地建物販売業法第三八万円の 十一万円</p>
<p>百四 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十五條第二項の規定に基づく特定防災施設等の検査に関する事務</p>	<p>1 石油コンビナート等災害防止法第十五條第二項の規定に基づく特定防災施設等の検査に関する事務</p>	<p>1 石油コンビナート等災害防止法第十五條第二項の規定に基づく特定防災施設等の検査に関する事務</p>
<p>百五 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第三條第一項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可に関する事務</p>	<p>1 不動産特定共同事業法第三條第一項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査</p>	<p>1 不動産特定共同事業法第三條第一項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査</p>
<p>百六 自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第四條、第五條第二項及び第五項並びに第八條第三項の規定に基づく自動車運轉代行業の認定に関する事務</p>	<p>1 自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律第四條、第五條第二項及び第五項並びに第八條第三項の規定に基づく自動車運轉代行業の認定の申請に対する審査</p>	<p>1 自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律第四條、第五條第二項及び第五項並びに第八條第三項の規定に基づく自動車運轉代行業の認定の申請に対する審査</p>
<p>百七 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三條第一項及び第二項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査</p>	<p>1 貸金業法第三條第一項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査</p>	<p>1 貸金業法第三條第一項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査</p>
<p>百八 貸金業法第三條第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>1 貸金業法第三條第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>1 貸金業法第三條第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査</p>

<p>百六の二 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第六十条第一項及び第二項の規定に基づく解体業の許可に関する事務</p>	<p>第三項の規定に基づく認定証の書換え</p>	<p>第七万八千円</p>
<p>百六の三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項及び第二項の規定に基づく破砕業の許可に関する事務</p>	<p>1 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査</p>	<p>七万円</p>
<p>百六の四 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可に関する事務</p>	<p>2 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>七万七千円</p>
<p>百七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十九条第一項、第四十一条、第四十三条、第四十六条第二項及び第五十一条の規定に基づく狩猟免許に関する事務</p>	<p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十一条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査</p>	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九号各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査 三千九百円 ロ その他の者の狩猟免許の申請に係る審査 五千二百円</p>
<p>百八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十五条第一項、第六十条及び第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者の登録に関する事務</p>	<p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査</p>	<p>二千九百円</p>
<p>2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</p>	<p>2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</p>	<p>千八百円</p>

<p>第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付</p>	<p>3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者記章の再交付</p>	<p>三千六百円</p>
<p>探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第四条第三項の規定に基づく書面の交付に関する事務</p>	<p>1 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく同条第一項の規定による届出があったことを証する書面の交付</p>	<p>千六百円</p>
<p>探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付</p>	<p>2 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく同条第二項の規定による届出があったことを証する書面の交付</p>	<p>千六百円</p>
<p>探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付</p>	<p>3 探偵業の業務の適正化に関する法律第四条第三項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付</p>	<p>千六百円</p>

備考

一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。

附則

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 地方公共団体手数料令（昭和三十年政令第三百三十号）は、廃止する。

附則（平成十二年四月二十八日政令第二一六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律の施行の日（平成十二年五月十日）から施行する。

附則（平成十二年六月七日政令第三〇四号）抄

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十二年六月二三日政令第三四五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年七月一日から施行する。

附則（平成十二年二月六日政令第四九八号）抄

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、本則の表十一の項の次に十一の二の項を加える改正規定は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十二年法律第九十一号）の施行の日から施行する。

附則（平成十三年七月四日政令第三三六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年七月十六日）から施行する。

附則（平成十三年一月三〇日政令第三八三号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、小型船舶の登録等に関する法律（以下「法」という。）の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成十四年一月一七日政令第四号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

附則（平成十四年二月六日政令第二六号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十四年六月一日から施行する。

附則（平成十四年七月二日政令第二五六号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

附則（平成十四年二月二〇日政令第三九一号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日（平成十五年四月十六日）から施行する。

附則（平成十五年二月一七日政令第四一〇号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、古物営業法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百十五号）の施行の日から施行する。

附則（平成十五年七月二五日政令第三三二号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年七月一日）から施行する。

附則（平成十五年一〇月一日政令第四四九号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。

附則（平成十五年一〇月二九日政令第四六四号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年一月一日）以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成十五年十一月二七日政令第四六九号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年二月一〇日政令第四九六号）抄

この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則（平成十六年二月六日政令第一九号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年六月一日）から施行する。

附則（平成十六年三月二四日政令第五四号）抄

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附則（平成十六年一月二五日政令第三六八号）抄

この政令は、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附則（平成十六年二月一〇日政令第三九〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成十七年二月二日政令第一三三号）抄

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成十七年七月一五日政令第二四四号）抄

(施行期日)
1 この政令は、警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）の施行の日（平成十七年十一月二十一日）から施行する。

附則（平成十七年一月二日政令第三三三三号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

附則（平成十七年二月二六日政令第三六九号）抄

(施行期日)

1 この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成十八年一月二五日政令第四四号）抄

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成十八年一月二五日政令第六号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成十八年一月二九日政令第三六九号）抄

この政令は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。ただし、本則の表六の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成十九年一月七日政令第三二九号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二〇年三月一九日政令第四八号）抄

この政令は、戸籍法の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十五号）の施行の日（平成二十年五月一日）から施行する。

附則（平成二〇年二月二五日政令第三九八号）抄

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、本則の表百七の項及び百八の項の改正規定は、同月十六日から施行する。

附則（平成二十二年六月一〇日政令第一五三三号）抄

この政令は、平成二十一年九月一日から施行する。

附則（平成二十二年八月二八日政令第二二四号）抄

(施行期日)

1 この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月四日）から施行する。

附則（平成二十二年九月八日政令第一九三三号）抄

この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。

附則（平成二十二年二月二日政令第二四八号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

附則（平成二十三年二月二日政令第四〇五号）抄

(施行期日)
 第一条 この政令は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第九条第一項第二十号イ、第十一号及び第十二号第一項第五号の改正規定並びに附則第十条及び第十三条の規定 平成二十四年四月一日

附 則 (平成二十五年一月二三日政令第一〇号)

この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

附 則 (平成二十六年一月二九日政令第一七号)

この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年二月二四日政令第四一〇号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年五月二十九日)から施行する。

附 則 (平成二十七年二月二日政令第四六号)

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年一月一三日政令第三八二号)

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年六月二十三日)から施行する。

附 則 (平成二十七年二月一六日政令第四二四号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十九年八月一四日政令第三二二号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年一月二六日政令第一〇号)

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、本則の表二十一の項及び二十三の項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年一〇月一七日政令第二九一号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日(令和元年六月一日)から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに次条及び附則第三条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年五月二四日政令第一二二号)

この政令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日政令第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月二一日政令第九六号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年三月一日)から施行する。(経過措置)

3 建築士法第四条第三項の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者であつて、施行日前に都道府県知事の行う二級建築士試験に合格したもの(新沖縄特別措置令第百

条の規定により二級建築士の免許を受けることができる者を含む。)又は木造建築士試験に合格したものに對する第三条の規定による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令本則の表三十九の項の1の規定の適用については、同項の1中「二万四千四百円」とあるのは、「一万九千三百円」とする。

附 則 (令和元年一月二二日政令第一六六号)

この政令は、古物営業法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和元年二月二三日政令第一八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和元年二月一八日政令第一八八号)

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月一一日政令第四〇号)

この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律第四条(覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第九条第一項第二号の改正規定を除く。)の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和三年一〇月一五日政令第二八五号)

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十九号)の施行の日(令和四年三月十五日)から施行する。

附 則 (令和四年一月二六日政令第三二二号)

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年二月二三日政令第三九一号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日)から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日政令第一二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。